佐賀県人事委員会告示第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和 38 年佐賀県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。)第4条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

1 審査請求人の氏名 別紙のとおり

2 公示事項

昭和53年5月29日又は昭和60年7月13日付けで受理した地方公務員法 (昭和25年法律第261号)第49条の2第1項の規定に基づく1に掲げる者 の審査請求については、規則第12条第1項の規定に基づき、令和4年3月 24日付けで棄却する旨の裁決をした。

当該裁決書の写しは、当委員会において保管しており、いつでもその送付 を受けるべき者に交付する。

審査請求人氏名				
中村道子	福富清	原田麻子	永原芳男	
諸隈綾子	小田絹子	德島環	川浪久男	
岸川信子	広橋隆	藤﨑フジエ	大宮艶子	
丸内澄子	千住小次郎	川崎シゲノ	於保栄子	
清水美枝子	武藤鶴代	中原末春	山本和惠	
中島典男	鈴木醴治	古賀喜代	栗山トキ子	
服部進	吉村凉子	富澤正信	原口ミヨ	
本村ハツヱ	古賀咲楽	島本ソエ	石井キト	
佐藤静子	谷口一巳	古川正子	岩嵜元親	
大木楠雄	木下シヅノ	筒井妙子	飯盛ケイ	
三浦節子	仁部房子	角町幹夫	真﨑登	
嬉野竹彦	徳島秀子	服部和彦	宮原修子	
福富ハツ	藤川ヤスグリ	坂井照子	中島ヤス子	
納冨千枝子	江口靜子	古瀬典子	貞島新吾	
森谷宣夫	井原キヨ子	鶴崎きせ	山田壽子	
光武キョ子	津田悦子	大曲政春	今村みさ子	
丸内辰已	嘉村迪也	納富トモヨ	田﨑哲彦	
土井一登	田中邦康	久保純一	山田常雄	
秀島エツ	米満洋子	古賀智恵子	中島義雄	
内山フミ	浦壁朝子	相良三重子	久池井浩	
原昭洋	徳島恵美子	槇原スミエ	高橋新逸	
西村キミヱ	大坪マサ子	永松妙子	石橋静子	
永松龍矢	田中ミチョ	江頭ヒサ子	堤袈裟千代	
福島光子	田中政人	松枝暁	大野ユクヨ	
岡本之治	中村正美	永田麗子	高野久子	
大野正義	筒井シヅエ	神代義隆	中島トモエ	
鶴親	塩田英子	松本房千代	上野サホ	
深町節子	青木玲子	小倉澄子	山本方子	
江口和子	石橋カツヨ	坂井美沙代	迎井孝之	
前田キクノ	古賀義高	朝重節男	前田ヌイ	
鈴木キヌエ	江口喜寿	松尾浩太郎	中島ツヤ子	
北村秀茂	伊東フサエ	江口美津子	今泉誠之助	
髙島馨	三浦紀二郎	石戸敏治	原口政子	
古川良知	平野君乃	中尾康治	権藤匡道	
相良彰一	光武貞一	原口泰雄	鶴田壽	
於保藤樹	牛島慶昭	岡本安博	岡文嗣	
陣内元良	田村瞳	今泉好道	松永初夫	

野口ツユ子	池田悟	武藤真淳	廣瀧九州男
田久保千嘉良	川浪良三	中原芳彦	石橋幸榮
熊谷誠哉	中島梅子	古川栄	西村有道
土井倉司	藤田正俊	髙橋一雄	太田黒勉
江頭トシ子	香月森多	土井武夫	東島德久
緒方保男	原口信美	深通聰	武藤始
馬場清二	坂井吉久	高野一彦	田中圭藏
中野八洲子	村岡實	福井慶吾	加藤平太
谷口庄藏	坂田益子	水町清子	高祖勝哉
江頭作美	笠原辰雄	武富辰彦	枝吉三重子
西谷政幸	村岡臹	龍野和博	相川逸子
古賀照道	江副春文	龍野知明	梅野紀代子
庭木秀道	楠田匡	貞島ミサ	大田文雄
大島光濶	福島正	岸川龍	福井孝知
富岡洋子	近藤和夫	折原妙子	田久保登久子
横野ムツ子	成清泰男	西川惠生	江口正子
北島卓磨	神辺良昭		